

7 参考資料

(1) 福島県特定高性能農業機械導入計画（抜粋）

特定高性能農業機械の種類・規格と利用規模の下限

2-3-1. トラクタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)		備考
			田	畑	
I	ホイル型 30 P S 級	中通り	9	10	範囲：25～34 PS級
		会津			
		浜通り			
II	ホイル型 40 P S 級及び50 P S 級	中通り	12	15	範囲：35～54 PS級
		会津	11		
		浜通り	12		
III	ホイル型 60 P S 級、70 P S 級及び80 P S 級	中通り	16	25	範囲：55～84 PS級
		会津	15		
		浜通り	16		
IV	ホイル型 90 P S 級以上	中通り	20	30	範囲：85 PS以上級
		会津	19		
		浜通り	20		
III ₂	クローラ型、 60 P S 級、70 P S 級及び80 P S 級	中通り	18	-	
		会津	17		
		浜通り	18		
IV ₂	クローラ型、 90 P S 級以上	中通り	22	-	
		会津			
		浜通り			

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、田及び畑について、耕耘整地作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。なお、一年二作に利用する場合の利用規模の下限は、それぞれの作目についての作業面積の和となる。

注2) 2つ以上の地目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが1以上であること。

注3) 次の場合には、類別の大きいトラクタの導入について検討すること。

- ① 特に高い動力を要する作業又は重粘な土壌のは場における利用
- ② 8度以上の傾斜地における利用
- ③ 気象条件及び複合的作付条件等による作付期間の短い場合における利用

注4) 果樹園、桑園、草地、園芸施設についても、作業能率と経済性を考慮して導入すること。

2-3-2. 乗用型田植機

類別	規格等	利用規模下限 (ha)		
		中通り	会津	浜通り
I	植付条数 4～5条	7	6	7
II	植付条数 6条	10	9	10
III	植付条数 8条	13	12	13
IV	植付条数 10条	17	16	17

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水稻の移植作業の能率と経済性を基準として算出したものである。

2-3-3. 水田用乗用型多目的作業機（水田用栽培管理ビークル）

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備考
I	植付条数 6～8条 薬液吐き出し量 30ℓ/分以上 有効散布幅 5m以上	全域	10	田植・防除・施肥兼用

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水田作業の能率と経済性を基準として算出したものである。

注2) 各種アタッチメント装着による田植え作業、病虫害防除作業、雑草防除・施肥作業が可能なものである。

2-3-4. 防除用動力噴霧機

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備考
I	薬液吐き出し量 30ℓ/分以上55ℓ/分未満 有効散布幅15m級未満	全域	7 (5.2)	ブームノズル又は到達距離の短い畦畔散布ノズル
II	薬液吐き出し量 55ℓ/分以上100ℓ/分未満 有効散布幅15m級未満	全域	13 (6.4)	ブームノズル又は散布ノズル
III	薬液吐き出し量 100ℓ/分以上 有効散布幅15m級未満	全域	20 (6.3)	ブームノズル又は散布ノズル

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すものである。()内は、田又は畑において畦畔散布ノズルを使用して行う作業の能率と経済性を基準として算出した5回散布を前提とした下限面積である。

注2) 適応トラクタの大きさは、「トラクタと動力噴霧機との組合せ」の欄を参照すること。

2-3-5. スピードスプレーヤ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)
I	薬液吐き出し量 200/分以上500/分未満	全 域	4 (1.8)
II	薬液吐き出し量 500/分以上700/分未満 風量500m ³ /分級以上	全 域	7 (2.2)
III	薬液吐き出し量700/分以上 風量800m ³ /分級以上	全 域	11 (3.0)
IV	薬液吐き出し量1000/分以上 風量800m ³ /分級以上	全 域	13 (4.4)

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すものである。()内は、果樹園における作業の能率と経済性を基準として10回散布を前提として算出した下限面積である。

注2) 薬液吐き出し量が類型別のII又はIIIのそれに該当するものであっても、風量が500m³/分級未満のものについては類別のIに、薬液吐き出し量が類別のIIIに該当するものであっても風量が500m³/分級以上800m³/分級未満のものについては類別のIIに該当するものとする。

2-3-6. コンバイン

種別	型式	規格等	地域	利用規模下限 (ha)					備 考
				水稻	麦類	大豆	そば	ハトムギ	
I	自脱型	刃幅 0.8m以上1.2m未満	中通り	8	9	-	-	-	
			会 津	7		-	-	-	
			浜通り	8		-	-	-	
II	自脱型	刃幅 1.2m以上1.6m未満	中通り	12	12	-	-	-	
			会 津	11		-	-	-	
			浜通り	12		-	-	-	
III	自脱型	刃幅 1.6m以上	中通り	16	18	-	-	-	
			会 津	14		-	-	-	
			浜通り	16		-	-	-	
IV ₁	普通型	刃幅 0.8m以上1.5m未満	中通り	-	-	12	10	-	大豆・そば専兼用機
			会 津	-	-			-	
			浜通り	-	-			-	
IV ₂	普通型	刃幅 1.5m以上2.5m未満	中通り	16	21	21 (10)	24 (10)	21 (10)	()内は水稻又は 麦で導入したコン バインを大豆、そ ば又はハトムギの 収穫に活用する場 合の値
			会 津	14					
			浜通り	16					
V	普通型	刃幅 2.5m以上	中通り	28	35	21 (18)	24 (18)	25 (19)	
			会 津	26					
			浜通り	28					

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

注2) 2つ以上の作目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが1以上であること。

注3) 刃幅とは最外端のフィンガーの間隔をいう。ただし、回転刃式にあたっては刈刃の最外側の距離をいう。

注4) ()内は水稻又は、麦で導入したコンバインを大豆、そば又はハトムギの収穫に活用する場合の利用規模の下限であるが、この場合の水稻又は麦の収穫面積はそれぞれの利用規模の下限をおおむね確保することが望ましい。

2-3-7. ポテトハーベスタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備考
I	タンク容量 1,000Kg未満	全 域	13	けん引式又は乗用型
II	タンク容量 1,000Kg以上	全 域	16 (10)	けん引式又は乗用型 ()内は食用ばれいしょの場合

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出したでん粉原料用ばれいしょを収穫する場合の面積である。なお、()内は食用の場合である。

注2) 適用トラクタの大きさは、「トラクタとポテトハーベスタとの組合せ」の欄によるものとするが、一般に、傾斜地、波状地等における利用では、1段上のものを使用する。

2-3-8. ビーンハーベスタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)
I	刈取り条数 1条	全 域	10
II	刈取り条数 2条	全 域	24

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、水田作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2-3-9. 野菜接ぎ木ロボット

規格等	地域	利用規模下限	備考
接ぎ木能率 700 株/時級	全 域	15万本/年 (10万本/年)	半自動式 ()は植付ロボット自動搬送装置を併用しない場合

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、苗の接ぎ木作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2-3-10. 野菜用乗用型全自動移植機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)
移植条数 2条	全 域	5

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、移植作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2-3-11. 樹園地用乗用型多目的作業機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
薬液吐き出し量 30l/分以上 運搬容量 100Kg以上	全 域	5	防除・運搬兼用

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、樹園地における防除作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2-3-12. 果樹用の電磁誘導式防除用散布機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
薬液吐き出し量 50l/分以上 風量 500m ³ /分級以上	全 域	13	ケーブル誘導式

注) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、樹園地における作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

2-3-13. 簡易草地更新機

規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
作業幅 2m級	全 域	16	搭載式

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、草地更新作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

注2) 適応トラクタの大きさは、60PS級とするが、一般に、傾斜地若しくは湿地における作業の場合又は降雨後の作業等走行性に影響ある場合には、1段上のものを使用する。

2-3-14. 産業用無人ヘリコプタ

類別	規格等	地域	利用規模下限 (ha)	備 考
I	資材積載量 10Kg	全 域	100 (50)	薬剤散布のみの場合
II	資材積載量 20Kg	全 域	100 (50)	()内は播種のみの場合

注1) 利用規模の下限は延べ面積で、おおよその目安を示すものである。

注2) 2つの作業に利用する場合は、それぞれについての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが1以上であること。

6-3 特定高性能農業機械以外の種類と利用規模の目安

機種	規格等	利用規模下限
トレンチャ	15PS、搭載式	田3、畑2、樹園地2、 施設内1ha
動力散粒機	薬剤吐き出し量5～8Kg/分、有効散布幅60m級	14 ha/台
	〃 8Kg/分以上、有効散布幅100m級	19
深耕ロータリ	トラクタ25～34PS級	18
マニュアルスプレッダ	けん引型、2t級（トラクタ25～34PS級）	12
ブロードキャスト	260 $\frac{1}{2}$ （トラクタ25～34PS級）	7
ビーンスレッシャ	自走式 500Kg級	6
ヘータッダ	チェーン式（トラクタ25～34PS級）	10
	縦軸回転式（トラクタ35～54PS級）	11
ヘーベータ	自走式・けん引式、作業幅 0.65m級	10
	けん引式（トラクタ35～54PS級）	21
ライムソア	作業幅 2.4m級（トラクタ25～34PS級）	12
コンプランタ	4畦用	6
ロールバー	トラクタ35～54PS級	22
ラッピングマシン	トラクタ55～84PS級	14
フォレンジハーベスタ	刃幅 1.0～1.2m未満、直装式又は半直装式	11
	刃幅 1.2～1.5m未満、けん引式、直装式又は半直装式	15
	刃幅 1.5m以上、けん引式又は直装式	24
	刃幅 2.1m以上、乗用型	113

7-4 主要農業機械の格納所要床面積 (㎡)

機 種	所 要 床面積	機 種	所 要 床面積
トラクター (30PS 級)	10.6	ドリルシーダー (13条)	11.4
トラクター (50PS 級)	13.0	トレンチャー (搭載型)	2.3
トラクター (80PS 級)	15.3	田植機 (乗用型6条)	13.0
ボトムプラウ (14~16" ×1)	3.1	田植機 (歩行型6条)	8.2
ボトムプラウ (14~16" ×2)	4.4	動力噴霧機 (200~500ℓ)	5.0
ボトムプラウ (16" ×3)	7.3	スピードスプレーヤー (600ℓ)	11.7
ロータリー (1.5m)	4.6	自脱型コンバイン (4~5条)	15.0
ロータリー (1.8m)	5.3	普通型コンバイン (刈幅 3.6m)	37.8
ディスクハロー (16" ×16)	5.2	普通型コンバイン (刈幅 4.6m)	54.5
ツースハロー (30本×3)	10.4	フォーレージハーベスター (1.3~1.5m)	13.6
サブソイラー (1本爪)	2.1	フォーレージハーベスター (自走式)	26.8
代かき機 (2.0~2.5m)	5.6	テグダーレーキ (シリンダー)	9.2
代かき機 (2.6~3.3m)	6.9	ヘイベラー (タイト)	20.4
カルチパッカー (2.4m)	10.9	ファームワゴン (2t)	18.1
ローラー (2.5m)	8.8	ポテトハーベスター (1条)	19.0
マニュアルスプレッダー (1.5t)	11.9	ビーンハーベスター (2条)	10.5
マニュアルスプレッダー (3t)	15.1	乗用型多目的作業機	8.0
ライムソー (320ℓ)	10.6	トレーラー (1t)	12.6
ブロードキャスター (150~400ℓ)	2.8	トレーラー (2t)	16.1

注1 この数値はおおよその目安である。全農「機械化一貫体系標準指標」等を参考として作成。

注2 トラクター及び作業機の全長、全幅を基に機械の間隔(トラクターその他大型機械は長さ2m、幅0.6m及び作業機は長さ1m、幅0.3m)を考慮して算出し、同じ機種でも銘柄によって異なる。

(2) 導入機械等能力算出表(例)

- 原則として「特定高性能農業機械導入計画(平成17年7月福島県)」の該当作業機の値を使用してください。
- なお、「特定高性能農業機械導入計画」に記載の無い機械や、条件が著しく異なる場合には、カタログ数値等を使用しても良いこととしますが、実行可能な数値を記入してください。
- この様式は、導入しようとする機械の種類毎に作成してください。なお、この様式によることが困難な場合は、根拠となる資料を添付したうえで任意の様式でもかまいません。

1. 機種選定理由

2. 機械の能力

作業名	作業機名	区分	能力等 ps・条等	時間当たり作業量(作業面積)					1日当たり作業量(作業面積)				期間中の作業可能日数			期間中の作業 面積 (ha) ⑦×⑩		
				作業幅等 (m)等	※作業速度等 (m/秒)等	理論作業量 (ha/時) ①	※ほ場作業効 率 ②	ほ場作業量 (ha/時) ③=①×②	※1日の作業時 間 (時間) ④	※作業回数 (回) ⑤	※実作業率 ⑥	1日の作業 面積 (ha) ⑦=③×④÷⑤× ⑥	作業 期間 (月/日～月/日)	※日数 (日) ⑧	※可能日数率 ⑨		可能 日数 (日) ⑩=⑧×⑨	
		既存機械				0.00		0.00				0.00				0	0.0	
																	0.0	…A
		導入予定 機械				0.00		0.00				0.00					0	0.0
																	0.0	…B

注1) 上段は既存の機械、下段は導入しようとする機械について記入する。能力の異なる既存機械が複数ある時は、記入欄を適宜増やして記入する。
 注2) この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。

3. 導入必要台数

作業名	作業機名	利用 面積 (ha) ①	既存機械の作 業可能面積 (上記表A) (ha) ②	不足作業 面積 (ha) ③=①-②	導入機械の能 力 (上記表B) (ha) ④	導入必要 台数 (台) ③÷④
			0.0	0.0	0.0	0.00

導入必要台数が1.0～1.2となる
機種を選定する。もし、この範囲
から外れる場合は上位、又は下
位の機種を導入を検討する。

桃色セルに文字を記入

黄色セルに数値を記入

注1) 収穫機械等については、作業ピーク時に対応できる能力とする。
 注2) この様式によることが困難な場合は、様式についてこだわらない。

導入機械等能力算出表(例)

- 原則として「特定高性能農業機械導入計画(平成17年7月福島県)」の該当作業機の値を使用してください。
- なお、「特定高性能農業機械導入計画」に記載の無い機械や、条件が著しく異なる場合には、カタログ数値等を使用しても良いこととしますが、実行可能な数値を記入してください。
- この様式は、導入しようとする機械の種類毎に作成してください。なお、この様式によることが困難な場合は、根拠となる資料(カタログ等)を添付したうえで任意の様式でもかまいません。

1. 機種選定理由

- 湿田が多く、作業中に沈み込まないようにクローラーを有するトラクターが必要。
- 小さいほ場が多いためセミクローラーが必要である。
- 取組計画(受託面積の増)に対応でき、溝掘り機を牽引できる能力(80ps以上)が必要。

複数の機種を比較して選定の根拠となる理由などを記載する。

ほ場の区画、形状、作業の種類で異なるが、おおよそ連続的に作業できるものは70～80%、資材を途中補給するものは50～60%

実作業時間は、基本的には1日の作業時間(8時間)×実作業率で計算する。

作業を繰り返し行う場合の数値

一日の作業時間の中で機械の装着やほ場の移動等を差し引き、実際にほ場内で作業が可能な時間。(その割合が実作業率)一般的には70%目安

2. 機械の能力

作業名	作業機名	区分	能力等 ps・条等	時間当たり作業量(作業面積)				1日当たり作業量(作業面積)				期間中の作業可能日数				期間中の作業面積 (ha) ⑦×⑩	
				作業幅等 (m)等	※作業速度等 (m/秒)等	理論作業量 (ha/時) ①	※ほ場作業効率 ②	ほ場作業量 (ha/時) ③=①×②	※1日の作業時間 (時間) ④	※作業回数 (回) ⑤	※実作業率 ⑥	1日の作業面積 (ha) ⑦=③×④÷⑤×⑥	作業期間 (月/日～月/日)	※日数 (日) ⑧	※可能日数率 ⑨		可能日数 (日) ⑩=⑧×⑨
収穫	自脱型コンバイン	既存機械				0.00		0.00				0.00				0	0.0
		導入予定機械	【メーカー名】 自脱型コンバイン4条	1.2	0.69	0.30	0.5	0.15	7	1	0.7	0.73	8/29～9/24	27	0.6	16.2	11.8

注1) 上段は既存の機械、下段は導入しようとする機械について記入する。能力の異なる既存機械が複数ある時は、記入欄を適宜増やして記入する。
注2) この様式によることが困難な場合は、様式についてごたわらない。

作業期間の日数

適期作業日数のうち作業ができる割合

地域の晴天率等から(過去3年間の基礎資料)計算

3. 導入必要台数

作業名	作業機名	利用面積 (ha) ①	既存機械の作業可能面積 (ha) ②	不足作業面積 (ha) ③=①-②	導入機械の能力 (ha) ④	導入必要台数 (台) ③÷④
収穫	自脱型コンバイン	14	0.0	14.0	11.8	1.18

注1) 収穫機械等については、作業ピーク時に対応できる能力とする。
注2) この様式によることが困難な場合は、様式についてごたわらない。

導入必要台数が1.0～1.2となる機種を選定する。もし、この範囲から外れる場合は上位、又は下位の機種の導入を検討する。

桃色セルに文字を記入

黄色セルに数値を記入

債権者登録（変更）申請書

債権者コード												

処理区分	
1. 新規登録	2. 変更

県記入欄	執行機関名	
	電話番号 (内線)	
	担当者名	

注：個人名又は法人名を記入してください

フリガナ	
氏名 1	

注：法人の場合は、代表者名を記入してください（役職名と氏名の間、氏名の姓と名の間は1文字あけてください）

フリガナ	
氏名 2	

会社区分	住所コード	郵便番号

注：都道府県・区市町村・大字・通称名・町・字・丁目（県外の場合は区市町村まで）を記入してください

フリガナ	住所	電話番号

注：市外局番から記入してください

注：番地を記入してください（県外の場合は大字以下の住所を記入願います）

フリガナ	番地

注：ビル名、アパート名等を記入してください

フリガナ	方書

支払方法（1～5のいずれか1つを記入してください）

1. 口座振替	2. 隔地払（支店）	3. 隔地払（他店）	4. 隔地払（郵便局）	5. 支払証
---------	------------	------------	-------------	--------

金融機関名	店舗名	金融機関コード

預金種別（1、2、9のいずれか1つを記入してください）

1. 普通預金	2. 当座預金	9. 別段・別口	口座番号

口座名義人（カナ）

--

公共工事の前払金預託金融機関名・店舗名（保証事業会社に登録した口座）

	金融機関コード

公共工事の前払金預託口座の種別（通常は1になります）

1. 普通預金	2. 当座預金	9. 別段・別口	前払金預託口座番号

関連債権者	関連債権者コード

備考

福島県知事

上記のとおり申請します。

年 月 日

住所

氏名

電話番号

法人の場合は、以下も記入してください。

担当者
(所属・氏名)

電話番号

E-mail

【記載例】

債権者登録（変更）申請書

福島県財務

債権者コード	

処理区分	
1.新規登録	2.変更

県記入欄	執行機関名	
	電話番号 (内線)	
	担当者名	

個人の場合は、氏名1に氏名を記入してください。

①氏名の姓と名の間は一文字あけてください。

⑤氏名1、氏名2、口座名義人のフリガナの濁点「」、半濁点「」は一文字分として記入してください。

⑥口座名義人(カタカナ)が40文字を超える場合は、口座を開設している金融機関にご相談ください。

⑦公共工事等の前払に使用する預託金融機関名及び店舗名を記入してください。

注：個人名又は法人名を記入してください

フリガナ カ)フクシマスイトウケンセツ

氏名1 (株)福島出納建設

注：法人の場合は、代表者名を記入してください(役職名と氏名の間、氏名の姓と名の間は1文字あけてください)

フリガナ タ)イヒョウトリシマリヤクスイトウイチロウ

氏名2 代表取締役 出納 一郎

会社区分 住所コード 郵便番号

注：都道府県・区市町村・大字・通称名・町・字・丁目(県外の場合は区市町村まで)を記入してください

フリガナ フクシマシキツマチョウ

住所 福島県 福島市杉妻町

注：番地を記入してください(県外の場合は大字以下の住所を記入願います)

フリガナ

番地 2-1-6

注：ビル名、アパート名等を記入してください

フリガナ スイトウビル

方書 出納ビル

支払方法(1~5のいずれか1つを記入してください)

1 1.口座振替 2.隔地払(支店) 3.隔地払(他店) 4.隔地払(郵便局) 5.支払証

金融機関名 店舗名 金融機関コード

東邦銀行 県庁支店

預金種別(1、2、9のいずれか1つを記入してください)

2 1.普通預金 2.当座預金 9.別段・別口

口座番号

1234567

口座名義人(カナ)

カ)フクシマスイトウケンセツ

公共工事の前払金預託金融機関名・店舗名(保証事業会社に登録した口座)

金融機関コード

東邦銀行 県庁支店

公共工事の前払金預託口座の種類(通常は1になります)

前払金預託口座番号

1 1.普通預金 2.当座預金 9.別段・別口

0001234

関連債権者 関連債権者コード

備考

②市外局番、局番、番号はそれぞれ「-」でつないでください。携帯番号等は、「-」不要です。

③口座振替、隔地払(支店)及び隔地払(他店)に使用する金融機関名及び店舗名を記入してください。

④口座振替に使用する通帳に記載されている口座番号を記入してください。なお、通帳に記載されている番号が7桁未満の場合は、頭に「0」をつけて7桁として記入してください。

⑧記名のうえ、提出してください。

上記のとおり申請します。

元号 年 月 日

住所 福島県福島市杉妻町2-1-6出納ビル

氏名 株式会社福島出納建設
代表取締役 出納 一郎

電話番号 024-521-XXXX

法人の場合は、以下も記入してください。

担当者(所属・氏名) 総務課 出納 二郎

電話番号 024-521-YYYY

E mail suitou_jirou@example.co.jp

特記事項

- この申請書は、福島県が債権者のみなさまへ迅速なお支払いをするために提出していただくものです。
- 1 太枠の中の該当する項目について記入してください。
 - 2 先に提出していただいた申請書の内容に変更がある場合は、変更する項目のみを記載し、その理由等を備考欄に併せて記入してください。
 - 3 代金等の受領者が申請のみなさまと常時異なる場合は、その受領者名を関連債権者欄に記載し、受領される方もこの申請書を併せて提出してください。
 - 4 支払方法に「1」(口座振替)を選択した場合は、口座情報(金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義人(カナ))の内容を確認するため、預金通帳の写し(表紙及びカナ名義が印字されているページ)又は当座勘定照会表など口座情報が表示されている書類の写しを添付してください。
 - 5 債権者本人に代わって県の執行機関が申請する場合は、申請内容(氏名、住所、口座情報等)を確認できるすべての書類を添付してください。

<略漢字・略カナ一覧表>

区分	漢字略語	口座名義に使用するカナ文字による略語							
○ 法人の種類		1	2	3	4	5	6	7	8
株式会社	(株)	カ							
有限会社	(有)	ユ							
合名会社	(名)	メ							
合資会社	(資)	シ							
合同会社	(同)	ト							
医療法人									
医療法人社団	(医)	イ							
医療法人財団									
社会医療法人									
財団法人	(財)	サ	イ						
一般財団法人	(一財)	サ	イ						
公益財団法人	(公財)	サ	イ						
社団法人	(社)	シ	ヤ						
一般社団法人	(一社)	シ	ヤ						
公益社団法人	(公社)	シ	ヤ						
宗教法人	(宗)	シ	ユ	ウ					
学校法人	(学)	カ	ク						
社会福祉法人	(福)	フ	ク						
相互会社	(相)	ソ							
特定非営利活動法人	(特非)	ト	ク	ヒ					
独立行政法人	(独)	ト	ク						
○ 営業所の種類		1	2	3	4	5	6	7	8
営業所		エ	イ						
出張所		シ	ユ	ツ					
○ 事業の種類		1	2	3	4	5	6	7	8
企業組合	(企)								
協業組合	(業)								
事業協同組合	(協)								
連合会		レ	ン						
共済組合		キ	ヨ	ウ	サ	イ			
協同組合		キ	ヨ	ウ	ク	ミ			
信用組合		シ	ン	ク	ミ				
生命保険		セ	イ	メ	イ				
海上火災保険		カ	イ	シ	ヨ	ウ			
火災海上保険		カ	サ	イ					
健康保険組合		ケ	ン	ホ					
国民健康保険組合		コ	ク	ホ					

区分	漢字略語	口座名義に使用するカナ文字による略語							
○ 事業の種類		1	2	3	4	5	6	7	8
国民健康保険組合連合会		コ	ク	ホ	レ	ン			
社会保険診療報酬支払基金		シ	ヤ	ホ					
従業員組合		シ	ユ	ウ	ク	ミ			
労働金庫		ロ	ウ	キ	ン				
生活協同組合		セ	イ	キ	ヨ	ウ			
食糧販売協同組合		シ	ヨ	ク	ハ	ン	キ	ヨ	ウ
農業協同組合		ノ	ウ	キ	ヨ	ウ			
農業協同組合連合会		ノ	ウ	キ	ヨ	ウ	レ	ン	
経済農業協同組合連合会		ケ	イ	サ	イ	レ	ン		
漁業協同組合		キ	ヨ	キ	ヨ	ウ			
漁業協同組合連合会		キ	ヨ	レ	ン				

※法人及び営業所の略カナ名は、略語判別表示としてカッコを付けて使用してください。
 なお、事業の略語には略語判別表示は付けません。

暴力団排除に関する誓約書

福島県知事 様

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴県の原子力被災12市町村農業者支援事業補助金の交付が拒絶されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

①貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします（1～5にあつては、暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者）。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業

5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

6. 次のいずれかに該当する関係にある者

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求

3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴県の信用を棄損し、または貴県の業務を妨害する行為

5. その他前各号に準ずる行為

③上記②1～5の行為があつた場合は法的処置（民事、刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所（または所在地）

代表者印又は実印

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名



